

持レ戒比丘修ニ浄行ニ而得ニ現奇験力ニ縁第廿六

大皇后天皇之代、有ニ百濟禪師、名曰ニ多羅、常住ニ高市郡部内法器山寺、勤ニ修浄行、看レ病第一、応レ死之人、蒙レ験更蘇、毎レ呪ニ病者、而有ニ奇異、取ニ錫杖ニ上レ坂時、立ニ錫杖於ニ錫杖、而互用ニ物之、不レ仆如レ鑿而樹之、天皇尊重、而常供養、諸人帰仰、而恒恭敬、斯乃修行之功、遠流ニ芳名、慈悲之徳、長存ニ美誉一也、

戒を持つ比丘淨き行を修ひて現の奇しき験力を得る

縁 第二十六

大皇后天皇の代に、百濟禪師有り。名けて多羅と曰ふ。常に高市郡の部内の法器山寺に住み、淨き行を勤修ふ。病を看ること第一にして、応に死なむ人も験を蒙りて更蘇る。病者を呪すごとに奇異しきこと有り。錫杖を取りて坂を上る時に、錫杖を錫杖の於に立てて、互に二の物を用て仆れず鑿の如くして樹つ。天皇尊重びて常に供養したまふ。諸人帰り仰ぎて恒に恭敬ふ。斯れすなはち修行の功は遠く芳き名を流へ、慈悲の徳は長に美き誉を存す。

1 縁(国)一ナシ
2 名曰(国)一曰名
3 市(国)一市
4 浄行(国)一ナシ
5 之(国)一ナシ
6 而有(国)一ナシ
7 錫杖一楊枝
8 坂一枝 9 立(国)一六
10 之(国)一々
11 慈(国)一ナシ
第二十六縁 持戒の奇瑞を述べる。
一「持戒比丘」(四分律行事鈔・下ノ二)。本書で日本を舞台とした説話に比丘が登場するのは、本説話以外には下巻二十四縁のみ。下巻二十四縁では諸比丘は「六卷抄」(四分律行事鈔)を読んでいる。戒にかかわる。
二「浄行」は、戒を守って生活すること。不淫戒を守ること限定されない。
三持統天皇。
四未詳。本説話以外に所伝をみない。百濟出身の寺工に太良未太がいる(書紀・崇峻天皇元年条)が、「太良」も本説話の「多羅」も同じ語であろう。地名か。
五奈良県高市郡高取町の観音院か(攷証)。
六阿婆縛抄・九十五・多羅菩薩の条に、「多羅」の語を、眼、瞳子、度、救、の意とする。本説話の記述には、その解に合致する部分がある。七手に持った錫杖の上にもう一本の錫杖を立てる。一種の曲芸。
八底本訓釈「仆(大不礼須)」。
九底本訓釈「嬰(乃未)」。
一〇底本訓釈「樹(立也)」。